

第2章 計画の基本的事項

本章では、計画の基本的事項（計画策定の趣旨等、対象とする温室効果ガス、計画の期間、基準年度、数値目標の年度）について示します。

1. 計画策定の趣旨等

（1）計画策定の趣旨

本県では、2006年3月に「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策に係る施策を実行してきました。

一方、2011年3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、我が国のエネルギーを巡る環境が大きく変化し、また、2015年末に開催された締約国会議（COP21）において2020年以降の国際的な枠組みが決定されるなど、地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。

我が国においては、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、2015年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定するとともに、2016年5月には、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」を策定しました。

このような動向を踏まえ、本県においても、現行の計画を見直し、県民、事業者、行政の各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる新たな計画を策定することとしました。

なお、計画の期間、基準年度、数値目標の年度については、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ設定しています。

（2）計画の位置付け

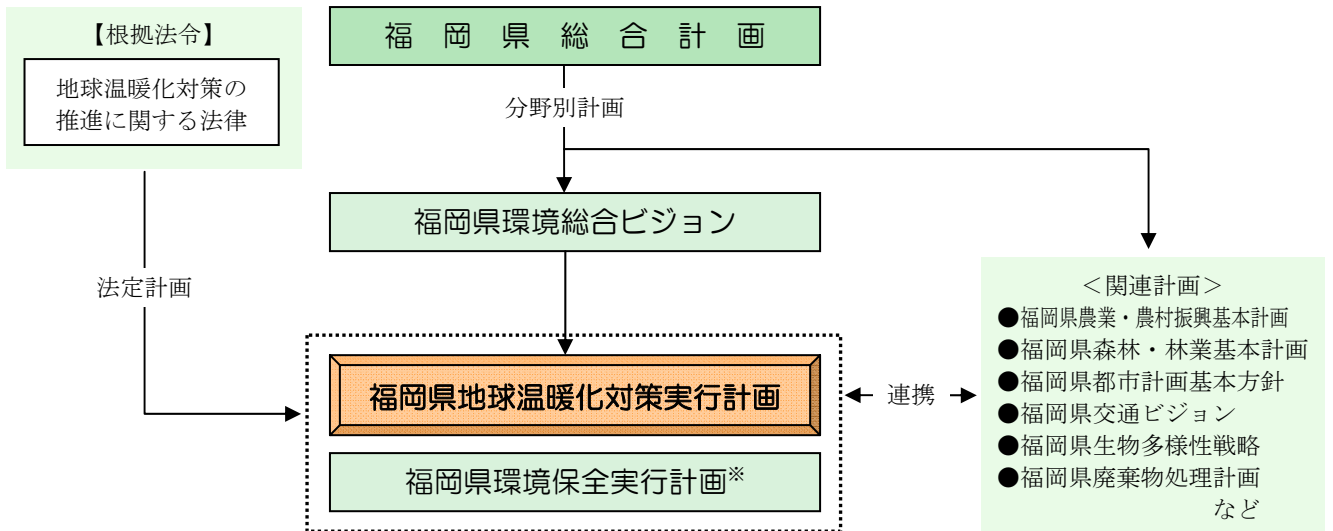
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく法定計画です。

また、県民一人ひとりが幸福を実感できる福岡県を目指した福岡県総合計画の分野別計画である福岡県環境総合ビジョンでは、地球温暖化の緩和・適応のための総合的な対策を推進することとされています。

本計画は、地球温暖化対策に関する事項を具体化した計画であり、福岡県環境総合ビジョンの部門計画として位置付けられます。

（3）計画の役割

本計画は、本県における地球温暖化に関する施策の基本的な方向性を示し、総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるものです。



※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減に率先して取り組むための計画。

図 2-1 計画の位置付け

2. 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類とします。

表 2-1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数*

温室効果ガス		地球温暖化係数	概要
二酸化炭素 (CO ₂)		1	化石燃料の燃焼やセメント製造時の石灰石使用などにより排出される。我々の日々のエネルギー消費を伴う生活と密接に関係している。
メタン (CH ₄)		25	水田や廃棄物の埋立て、家畜のゲップなどから排出される。都市ガスの主成分となっており、よく燃える性質がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	化石燃料の燃焼や廃棄物・農業活動などから排出される。他の窒素酸化物のような害はなく、麻酔剤などに使用されている。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	12~14,800	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄に使用されている。オゾン層を破壊しないが、強力な温室効果がある。
	パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390~17,340	主に半導体洗浄に使用されている。強力な温室効果がある。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	主に電気絶縁ガスとして使用されている。強力な温室効果がある。
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体製造分野でドライエッチング剤として使用されている。強力な温室効果がある。

※地球温暖化係数：温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値で、二酸化炭素を1として想的に表した指標。地球温暖化対策推進法施行令第4条で温室効果ガスごとに規定されている。

3. 計画の期間

計画期間は、2017年度から2030年度までとします。

なお、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行います。

4. 基準年度

本計画の温室効果ガスの基準年度は、2013年度とします。

5. 数値目標の年度

本計画の中期目標は2030年度とし、長期目標は2050年度とします。